

2022年5月

「BEPS2.0」の理論的意義と租税国家

第8期 客員研究員

東北大学大学院法学研究科准教授

藤原健太郎

要約

本稿は、藤原健太郎「課税権配分の法的分析—仕向地課税と『価値創造』」（以下、藤原・前稿）の後日談である。2022年2月末までの情報に基づいて、藤原・前稿の内容を再考するものである。

いわゆる *stateless income* への対処の枠組み構築として開始された BEPS プロジェクトは、その後、経済のデジタル化という現象に媒介されながら、課税権ルールの見直し（国家間での税収パイの切り分け）という動きに展開する（「BEPS2.0」）。特に、Amount A という構想に象徴されるような市場国への課税権の部分的割当てが構想されている。課税権配分において、「需要（demand）」の要素がカギになることを物語る。

伝統的な所得源泉の発想は、市場の構成要素のうち供給部門にフォーカスして構想されていた。このこと自体は理論的基盤がないとしても、長年の経験が課税権配分についてのベースラインを形成してきたと思われる。他方で、国家が、増大化する財政需要を租税という形式で満足しようと思えば、すなわち、租税国家の体面を維持しようと思えば、租税競争への耐久力を兼ね備えた租税制度の構築が求められる。顧客という相対的に可動性の低い要素を基準とすることは租税競争の誘因を大幅に除去できると期待される。

しかし、このような需要基準ともいふべき発想の転換は、国家間の税収配分として受け入れられるかという別の問題を惹起する。このような主張は、現状を覆そうとするものであるだけに、正当化する責任を負うことになると思われる。

以上

（掲載誌：藤原健太郎『「BEPS2.0」の理論的意義と租税国家』法律時報 94 巻 5 号（2022 年

5月) 16-20頁)

- (注) 1 この内容の全部又は一部について、日本証券業協会に無断で使用(転用・複製等)及び改変を行うことはできません。
- 2 この論文に述べられている見解は筆者個人のものであり、日本証券業協会としての見解を示すものではありません。